

災害疾病発生状況報告書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） [① 災害 ・ 疾病]

北海道運輸局長 殿

災害記載例（商船）

令和8年4月16日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地： 札幌市中央区北2条西19丁目8番 （電話）011-290-2772	住所（所在地）： 札幌市中央区北2条西19丁目8番 （電話）011-290-2772
名称 北海運輸株式会社	氏名（名称） 北海運輸株式会社
担当者氏名 海運 太郎	常時使用する船員数 56人

発 生 年 月 日	令和7年7月15日	船員の年 齢	60歳	性 別	男 ・ 女	職 名	甲板員	国 籍	日本人 ・ 外国人
②船舶の用途	貨物船	総トン数	664 トン	③傷病名	右膝内側靭帯損傷			④作業員数	5人

⑤

1) 災害発生場所 甲板上

2) 災害発生時の作業 出港準備のため

3) 災害発生の要因（Ⅰ 気象、海象 Ⅱ 船舶・船内設備、積荷等 Ⅲ 作業行動、船内における作業環境）

I 当時の気象曇り北西の風4メートル、海象港内は静穏 II 本船は、小樽港にて積荷である融雪剤を荷揚げ後、新潟港向け出港準備のため、甲板ハッチを閉鎖中 IIIハッチの閉鎖完了をブリッジの船長に知らせようとマイクを取りに歩き出したとき。

4) 発生した災害の内容 被災者である甲板員は、甲板上の波返しをまたいで進もうとした際、足をとられて不自然な姿勢で転倒し、甲板に被災箇所を強打した。

受傷後、シップ薬を使用し、患部の炎症を治療したが、腫れと痛みが治まらず、新潟港にて下船して整形外科で診察、検査を受け直ちに入院した。

5) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置

災害発生後、船長からの注意として甲板を移動して活動するときは、甲板構造物の突起等に目をくばり、無理な動作、急な動作をさけることで転倒事故等を起こさないよう注意を払うよう指導した。

⑥休業日数	36日	⑦身体障害	なし	⑧下船・退職等	下船
-------	-----	-------	----	---------	----

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となった者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区別し、それぞれ別葉に記載すること。また、[①災害・疾病]欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2）災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。

イ 2）には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかった場合は、「作業時間外」と記載すること。

ロ 3）のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となったもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。

ハ 3）Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整頓の状態並びに喚気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。

- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。

ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。

- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合とはその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおっていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになったときは、遅滞なく別にその旨報告すること。（書式は任意とする。）

- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

災害疾病発生状況報告書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） [① **災害** ・ 疾病]

北海道運輸局長 殿

災害記載例（漁船）

令和 8 年 4 月 16 日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地： 札幌市中央区北2条西19丁目8番 （電話） 011-290-2772	住所（所在地）： 札幌市中央区北2条西19丁目8番 （電話） 011-290-2772
名称： 北海漁業株式会社	氏名（名称）： 北海漁業株式会社
担当者氏名： 大漁 太郎	常時使用する船員数： 28 人

発 生 年 月 日	令和7年12月4日	船員の年 齢	60歳	性 別	男 ・ 女	職 名	甲板員	国籍	日本人 ・ 外国人
②船舶の用途	漁船（沖底）	総トン数	164 トン	③傷病名	右膝内側靭帯損傷			④作業員数	17 人

⑤
て
ん
末

1) 災害発生場所 **甲板上トロールウインチ横の階段**

2) 災害発生時の作業 **揚網作業中**

3) 災害発生の要因（Ⅰ 気象、海象 Ⅱ 船舶・船内設備、積荷等 Ⅲ 作業行動、船内における作業環境）

Ⅰ 当時の気象晴れ、海象波高3メートル Ⅱ 船舶の甲板上は海水で洗われていた

Ⅲ 漁労作業担当者17人が甲板上にいた。ブリッジには、船長、漁労長。機関室には、機関長がいた。

4) 発生した災害の内容 **揚網作業のため、甲板中央部に集合するため、船首楼から階段を降りようとした際に高い波が船体にあたり船体が激しく揺れて階段を踏み外し右膝を甲板に強打した。**

5) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置

災害発生後、船長からの注意として船体が揺れている中で、濡れた甲板上や階段を移動するときは、手摺を活用しかつ波浪の周期を測り揺れにあわせて行動し、危険を感じた時には立ち止まる工夫をしてつまずき、転倒などしないように指導した。

⑥休業日数	20 日	⑦身体障害	なし	⑧下船・退職等	下船
-------	-------------	-------	-----------	---------	-----------

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となった者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区別し、それぞれ別葉に記載すること。また、[①災害・疾病]欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2) 災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。
 - イ 2) には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかった場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ 3) のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となったもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。
 - ハ 3) Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに喚気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。

ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合とはその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおっていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになったときは、遅滞なく別にその旨報告すること。（書式は任意とする。）
- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

災害疾病発生状況報告書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） [①(災害)・疾病]

北海道運輸局長 殿

災害記載例
(発生がない場合)

令和8年4月16日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)
所在地: 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (電話) 011-290-2772	住所(所在地): 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (電話) 011-290-2772
名称: 北海漁業株式会社	氏名(名称): 北海漁業株式会社
担当者氏名: 大漁 太郎	常時使用する船員数: 28人

発生年月日	船員の年齢	性別	男・女	職名	国籍	日本人・外国人
②船舶の用途	総トン数	③傷病名			④作業員数 人	

1) 災害発生場所

災害発生無し

2) 災害発生時の作業

3) 災害発生の要因 (I 気象、海象 II 船舶・船内設備、積荷等 III 作業行動、船内における作業環境)

⑤

て

ん

末

4) 発生した災害の内容

5) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置

⑥休業日数	日	⑦身体障害	⑧下船・退職等
-------	---	-------	---------

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となった者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区別し、それぞれ別葉に記載すること。また、[①災害・疾病]欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2) 災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。
 - イ 2) には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかった場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ 3) のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となったもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。
 - ハ 3) Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに喚気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。

ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合とはその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおっていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになったときは、遅滞なく別にその旨報告すること。（書式は任意とする。）
- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

災害疾病発生状況報告書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） [① 災害 ・ 疾病]

北海道運輸局長 殿

疾病記載例

令和 8 年 4 月 16 日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)
所在地: 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (電話) 011-290-2772	住所(所在地): 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (電話) 011-290-2772
名称 北海漁業株式会社	氏名(名称) 北海漁業株式会社
担当者氏名 大漁 太郎	常時使用する船員数 28人

発 生 年 月 日	令和8年1月15日	船員の 年 齢	58 歳	性 別	男 ・ 女	職 名	甲板員	国 籍	日本人 ・ 外国人
②船舶の 用 途	漁船(沖底)	総トン数	164 トン	③傷病 名	胃潰瘍			④作業員数	17 人

⑤

て

ん

末

1) 災害発生場所

2) 災害発生時の作業

3) 災害発生の要因 (I 気象、海象 II 船舶・船内設備、積荷等 III 作業行動、船内における作業環境)

4) 発生した災害の内容

5) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置

⑥休業日数	34 日	⑦身体障害	なし	⑧下船・退職等	退職
-------	-------------	-------	-----------	---------	-----------

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となった者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区別し、それぞれ別葉に記載すること。また、[①災害・疾病]欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2) 災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。
 - イ 2) には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかった場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ 3) のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となったもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。
 - ハ 3) Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに喚気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。

ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合とはその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおっていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになったときは、遅滞なく別にその旨報告すること。（書式は任意とする。）
- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

災害疾病発生状況報告書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） [① 災害 ・ 疾病]

北海道運輸局長 殿

疾病記載例
(発生がない場合)

令和 8 年 4 月 16 日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)
所在地: 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (電話) 011-290-2772	住所(所在地): 札幌市中央区北2条西19丁目8番 (電話) 011-290-2772
名称 北海漁業株式会社	氏名(名称) 北海漁業株式会社
担当者氏名 大漁 太郎	常時使用する船員数 28人

発生年月日	船員の年齢	歳	性別	男・女	職名	国籍	日本人・外国人
②船舶の用途	総トン数	トン	③傷病名			④作業員数	人

1) 災害発生場所

疾病発生無し

2) 災害発生時の作業

3) 災害発生の要因 (I 気象、海象 II 船舶・船内設備、積荷等 III 作業行動、船内における作業環境)

⑤

て

ん

末

4) 発生した災害の内容

5) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置

⑥休業日数	日	⑦身体障害	⑧下船・退職等
-------	---	-------	---------

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となった者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区別し、それぞれ別葉に記載すること。また、[①災害・疾病]欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2）災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。
 - イ 2）には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかった場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ 3）のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となったもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があったのか詳細に記載すること。
 - ハ 3）Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整頓の状態並びに喚気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。

ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合とはその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおっていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになったときは、遅滞なく別にその旨報告すること。（書式は任意とする。）
- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。